

山梨県医療費適正化計画(案)の概要

1 計画の策定にあたって

【計画策定の背景】

- 超高齢社会の到来
 - ・本県の高齢化率は、平成24年度24.7%となっており、全国に比べ高齢化が進んでいる。
 - ・高齢化率の将来推計から、平成42年度には、国より5年早く県民の3人に1人が65歳以上の高齢者になると見込まれている。
- 医療費の増加
 - ・国民医療費の伸び率は、過去10年間を振り返ると、毎年、国民所得の伸びを上回っており、国において国民医療費の抑制につながる取組がない年では、概ね1兆円ずつ伸びる傾向にある。
- 医療費適正化計画の策定
 - ・将来にわたり国民の安全・安心の基盤である国民皆保険を堅持し続けていくため、制度全般にわたる構造的な改革が必要とされている。
 - ・平成20年4月に施行された「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、国及び都道府県は、「医療費の適正化を推進するための計画」(医療費適正化計画)を策定することとされた。

【計画の基本理念】

高齢化の更なる進展を見据え、安全・安心の基盤である医療制度を持続可能なものとするため、県民の健康の保持・増進を図るとともに、県民の生活に支障が生じることのないよう十分配慮しながら、医療の効率化を進め、医療費の適正化に取り組む。

【計画の位置付け】

- 法的根拠 高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項
- 計画の期間 平成25年度から平成29年度までの5年間
- 他の計画との関係
 - 山梨県地域保健医療計画、山梨県健康増進計画(健やか山梨21)、山梨県介護保険事業支援計画(健康長寿やまなしプラン)と整合を図る。

2 医療費を取り巻く現状と課題

【医療費を取り巻く現状】

- 医療費の伸びの多くは、高齢者の医療費の伸びによることから、高齢化の急速な進展に伴い、医療費の大幅な増加が予想される。
- 平均在院日数は、全国平均を上回っている。
- 医療費の疾病別割合では、生活習慣病が4割弱を占めており、高齢期に向けて生活習慣病の外来受療率が徐々に増加し、75歳を境に生活習慣病の入院受療率が大きく増加している。
- 特定健康診査及び特定保健指導の実施率は、全国平均を上回っている。

	医療費の伸び (H8-H20)	後期高齢者(老人)医療費の伸び (H8-H20)	H23平均在院日数 (介護療養病床除く)	H22特定健康診査受診率	H22特定保健指導実施率
本県	1.16倍	1.27倍	32.5日	47.3%	16.0%
全国	1.22倍	1.17倍	30.4日	42.9%	13.3%

【課題】

- 生活習慣病の外来受療率と入院受療率は年齢とともに上昇していることから、医療費の増加を抑えていくためには、若い時からの生活習慣病の予防対策が重要である。
- 今後の高齢化の進展による医療費の増加を抑制するためには、平均在院日数を短縮させるための対策が重要である。

3 達成すべき政策目標と医療費に及ぼす影響の見通し

【平成29年度末までに達成すべき政策目標】

- 住民の健康の保持の推進に関する目標
 - ・特定健康診査の受診率 現状 47.3% → 70%以上
 - ・特定保健指導の実施率 現状 16.0% → 45%以上
 - ・メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率(平成20年度比) ▲25%以上
 - ・成人の喫煙率 現状 21.2% → 17.5%
- 医療の効率的な提供の推進に関する目標
 - ・平均在院日数 現状 32.5日 → 28.4日
 - (介護療養病床を除く)

【県民医療費の見通し】

平成29年度	医療費適正化の取り組みを行わない場合	医療費適正化の取り組みを行った場合(※)
3,196億円	3,029億円	(▲167億円)

※生活習慣病対策、平均在院日数の短縮の効果を加味

4 目標実現のための県の施策

【生活習慣病の予防に向けた施策】

- 「健やか山梨21(第22次)」の推進
 - ・個人の生活習慣の改善、個人を取り巻く家庭、学校、地域、職場等の社会環境の改善を通じて、生活習慣病の発症予防・重症化予防対策を推進
- たばこ対策の推進
- 特定健康診査・特定保健指導の推進
- 市町村による住民に対する健康増進対策への支援

【平均在院日数の短縮に向けた施策】

- 医療機関の機能分化・連携
 - ・かかりつけ医を持つことの意義について、啓発を行うとともに、県民が適切な医療機関を選択できるよう、診療所の情報等をインターネットなどでわかりやすく提供
 - ・患者紹介等の窓口を対象とした意見交換・協議の場を設け、連携強化の取組を促進
- 在宅医療の推進
 - ・協議の場や多職種の研究会を通じ、医療機関相互の連携や訪問看護・訪問歯科診療・訪問薬剤指導との連携、介護関係者・地域包括支援センターとの連携を促進
 - ・住み慣れた地域で受けられる医療及び介護や看取りに関する適切な情報提供
 - ・在宅緩和ケア、ターミナルケアの専門知識や技術・経験を有する人材の育成
- 訪問看護体制の充実のため、実態調査や訪問看護推進協議会、研修会の実施
- 地域包括ケアシステムの構築
 - ・医療と連携した介護サービスが継続的に提供できる体制づくり
 - ・在宅サービスへの充実を図るとともに、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう地域密着型特別養護老人ホーム等の施設・居宅系サービス等の基盤整備を促進
- 在宅医療と介護の連携推進
 - ・医療・介護サービスに必要な知識・技術の向上や協力体制の構築に向けた多職種研修会の実施
 - ・地域の在宅医療・介護従事者や市町村等の関係者による協議の場の設置
- その他、適切な受療行動に向けた啓発や後発医薬品の普及啓発

5 計画の達成状況の評価

山梨県医療審議会を活用し、平成27年度及び平成30年度に達成状況を評価する。

